

藤島 光雄教授の模擬授業

法律

法律の中での「18歳」

講師：藤島 光雄

憲法をはじめ民法、刑法等法律の中で、「18歳」は、どのように位置付けられているのか。

- ①憲法15条3項では、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」との規定しかない。
- ②民法4条では、「年齢二十歳をもって、成年とする」と規定されているが、「民法の一部を改正する法律」が、2022年4月1日から施行され、2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方(2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれまでの人)は、その日に成年に達することになる。2004年4月2日生まれ以降の人は、18歳の誕生日に成年に達することになる。
- ③少年法2条1項では、「この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう」と規定されており、改正民法の施行により、成人年齢が18歳になったとしても、少年法の適用が民法に連動してすぐに18歳未満になるというわけではない。少年法の適用を18歳未満として、18歳から通常の刑法を適用するようにするためには、別途、少年法の改正が必要になる。

我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきたが、日本国憲法の改正手続に関する法律や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳。19歳を大人として扱うという政策が進められてきたが、法律の趣旨・目的により、「18歳」の位置づけが異なっている。

■ 受講人数の目安：何人でも可

■ 所要時間の目安：30分程度、調整可

■ 高校でご準備いただきたいもの：特になし

地域 経営

人口減少社会での公共サービス

講師：藤島 光雄

わが国は超高齢化・人口減少社会に突入した。日本の総人口は2008年前後をピークとして減少に転じるとともに、高齢化率(65歳以上人口の総人口に占める割合)は2007年に21%(超高齢化の基準値)を超えた。

今後人口減少がさらに進むとされる社会状況において、地域をどう維持していくのか。特に公共サービスをどう維持していくのかを考える。

自治体における財政難、行政資源の減少・硬直化のなかで、公共サービスの担い手としての民間企業の育成連携を通して、多様化した住民サービスへのきめ細やかな対応の必要性について検討を加える。

■ 受講人数の目安：何人でも可

■ 所要時間の目安：30分程度、調整可

■ 高校でご準備いただきたいもの：特になし